



平和と暮らしを守る北九州市民の会

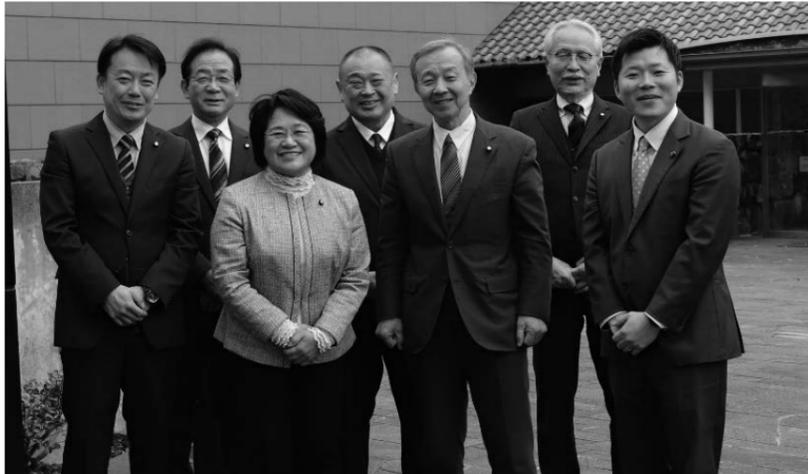
〒803-0817 小倉北区田町 13-21 田町ビル 3 F
Tel 093-592-5000 FAX 093-571-4346

北九州市民の会

検索



WEB : <http://siminnokai.com>
e-mail : koe@siminnokai.com



1月の北九州市議選で当選した共産党市議団の7名

2月議会はじまる

市民の暮らしを守る論戦へ

2月定例市議会が2月20日から3月26日まで行われています。今議会は、今年1月の市議選で選ばれた議員、会派が武内市政の3年目の予算を審議します。

市民の生活が苦しい時こそ、暮らしを支えるのが行政の役割です。日本共産党市会議員団は、市議選で訴えた公約実現のため論戦に臨みます。本会議論戦は2月28日からです。

日本共産党北九州市会議員団の新役員体制は、以下です。

団 長 荒川徹
副 団 長 高橋都
幹 事 長 山内涼成
政 調 会 長 大石正信



物価高で「食うことに困る」国民に、巨額の軍事予算

「平和ネット」が小倉・折尾で19日定例街宣

2月19日、底冷えのする寒い夜、小倉駅に20名、折尾駅に15名が参加し、リレートーク、ピラ配布、署名行動に取り組みました。主に二つのことを訴えました。

一つは、2025年度予算審議で、8兆7005億円の巨額の軍事費を計上し、物価高で「食うことにも困る」国民に突き付けていること。巨額の軍事費は、庶民の生活対策よりも優先すべきことなのでしょうか。二つは、原発再稼働で、使用済み核燃料がたまり続けています。核兵器1000発分のプルトニウムを被爆国日本が保有していることは、どう考えてもおかしい。これ以上の放射能ゴミを増やしてはなりません。原発は即時廃炉しかありません！

「4月実施は凍結を」団体署名148筆を提出 市民センターの「営利団体への利用」に異議あり



2月19日、市民センター条例一部改正の4月実施凍結を求める陳情を市議会議長に対して行いました。緊急に取り組んだ団体署名148筆があつまり市民の会三輪俊和事務局長が代表して提出しました。

昨年12月市民センター条例の一部改正が賛成多数で可決され、関係者や利用者、市議会議員への説明不足が露呈し付帯決議が可決されました。センター館長やまちづくり協議会役員の意見も聞かず、今年4月から「営利を目的とした利用」を認めることは、市民センターの役割である生涯学習活動、地域の自主的・主体的なコミュニティ活動などの施設から貸館業へと大きく変えることとなります。市民の声を聴こうとしない市政運営に対して、4月実施の凍結をもとめた陳情が市議会において審査されることとなります。

北九社保協通信

報告・資料集 2025年1月号
1月31日 事務局発行

北九州市保護課と生活保護行政について懇談会を実施

- 毎年変わらない低い申請率は水際作戦(事前審査)が問題とあらためて指摘。
- 保護費は前渡しを原則を確認。分割支給の規定や同意について改善要求。
- 保護受給者に対する職員の接遇については研修等での指導を約束。
- 保護費決定通知書について別途、書面を付けるなど分かりやすく丁寧な説明と入院等で金額変更の際は早目の連絡を要請。
- 申請権侵害にあたる様な窓口対応はあってはならない事を認識共有。
- 63条、73条の返還限度額と本人同意について各福祉事務所に徹底を要請。
- 第三者行為については加害者負担が原則だが医療機関に迷惑がかからない様、厚労省通知も参考に検討を約束。

例年実施している市保健福祉局保護課との懇談会を、12月24日(火)に北九州市総合保健福祉センターにおいて実施しました。

毎年この自治体キャラバンの時期に改善項目を申し入れ、保護課の回答を受けて懇談をおこなっており今回もこの間同様、事前の回答について社保協の生保問題連会で精査し、当日は追加資料を持ち込み懇談会に臨みました。社保協からは高木会長(弁護士)をはじめ10名が参加。市保護課からは保護係長ら3名が出席しました。

懇談では、申し入れ事項の順番に事前回答の内容について意見交換を行いました。まず毎回、訊ねている北九州市の生活保護の状況について当局より資料をもとに説明をうけたが、申請率 45%台に対し決定率は93%台で推移しており一向に変わらない低い申請率について、事前調査(水際作戦)が行われている点が問題であるとあらためて指摘し、改善を求めました。また、桐生市で問題になった「分割支給」について、北九州でも同様なケースがあると具体的な事案を示し、市の見解を伺いました。その中で保護費は前渡しを原則を確認し、分割支給が止む負えない場合は本人の同意を得ることや規定の整備も訴えました。また、役所CW

の言動で保護受給者がもの言えない状況について多くの相談があつている事に対しては保護者に寄り添った対応に心がける様、研修等での指導を約束しました。合わせて、申請権侵害にあたる様な窓口対応はあってはならない事も共有認識をしました。

また、分かりづらい保護費決定通知書の改善や金額変更の際の早期連絡も要請しました。さらに、63条、73条返還限度額の徹底と本人同意について各福祉事務所での徹底を依頼しました。最後に厚労省通知も示しながら医療機関のMSWから訴えがあつた「第三者行為に関する医療費」については、加害者負担の原則はあるが医療機関に迷惑が掛からない様、検討するとの約束を取り付けました。懇談会を通じ、より良い生活保護行政を目指すうえで、今後も行政との連携を密にし、双方で努力していく必要があると感じました。



市民センター営利利用問題

利用しやすさ求め、反対陳情提出へ



1月28日18時より、市立戸畑生涯学習センターにて市民センター問題の会議を開催しました。

市議選後のおつかれもあり、当日は小雪が降る悪天候ともかさなり、参加者は新婦人小倉北支部（2名）新婦人小倉南支部、新婦人門司支部、市民の会事務局3人の計8名でした。

大石議員の昨年12月議会報告と市民センターの歴史などについてお話していただきました。とても勉強になりました。

決まった内容についてお知らせします。

●2月議会に向けて陳情を行う。

拙速に営利を目的とする貸館業に転換するのではなく、地域住民の生涯学習、コミュニティ活動などの地域住民活動の場を充実・保証してほしい。

●陳情内容

1. 市民センター条例一部改正の4月実施は凍結すること。
2. 関係者や利用団体からの意見を広く聴取すること。
3. 管理要綱の見直しやマニュアル整備に当たっては議会や市民の意見を聴取すること。

※当面は、この3つの内容にしぼって行います。「利用しやすい市民センター」にするための改善要求は2月議会の動向をみて取り組むことにしました。



市民センター条例一部改正の4月実施凍結を求める署名

陳情要旨

北九州市は、昨年12月議会において「市民センター条例の一部改正」を提案しました。その提案理由は「まちづくり協議会やNPOなどから、市民センターで子育てや虐待予防などの有料のイベントや講座を行いたいなどの要望もいただいていた。こうした地元の要望に的確に応えるため、若者や子育て現役世代の利用を促進することなどを趣旨とする条例改正を行う」としています。つまり営利目的の団体への利用を認める内容となっています。

条例改正案は賛成多数で可決されましたが、多くの問題点があるとして一部改正に対して、付帯決議が行われ可決されました。その内容は「変更にあたっては、市民センターの館長や職員、まちづくり協議会会長など、多くの方から、営利利用についてどこまで認めるのか、また悪質なマルチ商法、霊感商法などに関するリスクへの対応はどうかなどについて、基準や要綱の提示、丁寧な説明がなく、大きな不安の声が上がっている」と指摘しています。

若者や子育て現役世代が活用できるようにするためには、開館曜日、閉館時間などの利用方法等の改善を検討するとともに、利用団体や若者・子育て現役世代の意見をもっと広く聞くべきです。

また、営利を目的とする使用が認められることで、これまでの住民の生涯学習活動、地域の自主的・主体的なコミュニティ活動等の地域活動の拠点施設から貸館業へと大きく変わることへの懸念も示されており、4月からの実施は拙速であると考えます。

よって、下記の内容を陳情するものです。

陳情項目

1. 市民センター条例一部改正の4月実施は凍結すること。
2. 関係者や利用団体からの意見を広く聴取すること。
3. 管理要綱の見直しやマニュアル整備に当たっては議会や市民の意見を聴取すること。

以上

「まつりみなみ」開催問題

『自衛隊小倉駐屯地での開催はない』

「まつりみなみ in 小倉駐屯地を考える会」は1月28日、「まつりみなみ」開催事務局の小倉南区コミュニティ支援課に「『まつりみなみ』2025年開催について協議」を文書で申し入れたところ、対応した増田真二課長は「自衛隊側の警備など3つの問題で、今後、駐屯地での開催はない」と説明しました。このことで「考える会」は「駐屯地での開催はないと確認していいですね」とたまたすと「それで結構です」ということでした。

増田課長によれば「2月中旬のまつりみなみ実行委員会に、駐屯地に代わる開催地をどこにするか、開催日を8月下旬にすることなどを諮る」と述べ「駐屯地で開催しないことを公表してもらって結構です」とのことでした。

「まつりみなみ」はこれまで小倉南区志井の志井公園（モノレール企救丘終点）などで開催、小倉区制50周年の昨年は5月の各校区連合会の総会で、突如、北方の自衛隊小倉駐屯地での開催が発表されました。開催地変更の理由は「交通混雑」「花火の災害対策」「経費削減」等の理由でした。

集団的自衛権行使容認、敵基地攻撃能力の保有、長距離ミサイルの配備と自衛隊基地強靱化など急激な軍事増強のなかで、年間約7千人の自衛隊員離れがすすんでいます。人員確保に悩む自衛隊は、全国的に地

域での祭りや自治体のイベントに参加、情報発信・宣伝の機会と位置付け、隊員確保のチャンスと位置付けています。

自衛隊駐屯地開催を問題視した市民の有志や新日本婦人の会、人権連、平和ネットなど市内23の民主団体は「駐屯地開催の見直し」を求めて南区役所やまつり実行委員会へのべ6回、協議の申し入れ。3度にわたり26の南区自治連合会へ反対の趣旨を伝える文書や新聞記事を送付しました。

しかし、9月1日、まつりみなみは小倉駐屯地で開催されました。10月12日、「自衛隊駐屯地開催反対、住民自治の観点から祭り行事のあり方」を考えると「まつりみなみ in 小倉駐屯地を考える会」を結成、同月29日、南区コミュニティ支援課に「駐屯地での祭りは自衛隊の宣伝、隊員採用に利用され、市民の祭りにそぐわない」と駐屯地での開催反対を強く要請しました。

駐屯地での開催の混雑は『小倉タイムス』『しんぶん赤旗』で報道され、『西日本新聞』は11月16日付けで「地域の祭り 自衛隊存在感」「自衛隊委 採用難、PR 機会に」と報じたほどです。

以上により、「考える会」は「まつりみな in 小倉駐屯地」の開催がないことを確認したことから、会則2条「目的を達成すれば解散」にもとづき2025年1月29日付けで、この「会」を解散します。